

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案、
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案

規 制 の 名 称 : 製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和6年10月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）第9条第1項第12号では、製造所の屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備において、液状の危険物が流出すると広範囲に流出拡大する危険性が大きいため、これを防止するための措置として、周囲に囲いを設け、又は総務省令で定める危険物の流出防止のための措置を講じるとともに、当該地盤面は、危険物が浸透しない素材で覆い、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けることとしている。さらに、第4類の危険物（ガソリン、灯油等）を取り扱う場合には、貯留設備に油分離装置を設けることとしている。
このうち、地盤面の傾斜は流出した危険物が確実に貯留設備に流れ込むようにするための措置であり、油分離装置の設置は貯留設備にたまつた危険物が直接排水溝に流入しないようするための措置である。
- また、屋外タンク貯蔵所のポンプ設備について、ポンプ室以外の場所に設ける場合も同様に危険物が広範囲に流出拡大する危険性が大きいため、令第11条第1項第10号の2ルの規定において、製造所と同様の措置を講ずることとしている。
- 今回の令の改正では、液状の危険物を取り扱う設備において、危険物の流出防止措置を講ずることを前提として、総務省令で定める場合は、適当な傾斜及び貯留設備並びに油分離装置を設けなくてもよいこととする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 「令和5年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書」（令和6年3月、危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会）において、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を、液状の危険物の流出防止に効果があるものとして認めることが適当であるとされた。
- 当該措置自体は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第57号）によって認めることとしたので、既に措置済みである。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 屋外に設けた液状の危険物を取り扱う設備及び屋外タンク貯蔵所のポンプ設備において、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じた場合は、架台等の外に危険物が流出しない構造となり、架台等の周囲にさらに貯留設備等を設ける必要がなくなることから、令第9条第1項

第 12 号及び令第 11 条第 1 項第 10 号の 2 ルの規定による「適当な傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」を設けないことができるようとする。

- ただし、この場合、漏れた危険物は囲い等の内部に貯留されることから、換気等により可燃性蒸気が滞留しない構造や、漏れた危険物を回収しやすい構造としている場合に限ることとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※緩和・廃止のみのため記載せず

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 「適当な傾斜及び貯留設備」及び「油分離装置」を設けないことができるようになるため、設備の改修・設置にかかる費用が不要になる。
- ・ なお、危険物を取り扱う設備の架台等に危険物の流出防止に有効な囲い等を設ける措置を講じるかどうかは事業者の選択によるものであるので、本規制緩和が適用される事業者数等を事前に定量化することは困難であり、事後評価書作成までに当該事業者数を把握することも現時点では予定していない。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

特に無し

＜行政費用＞

今般の改正により新たに措置を講ずる製造所・屋外タンク貯蔵所での火災件数は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

＜その他の負担＞

特に無し

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

(具体的な理由 :)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 囲い等については、設備における危険物の取扱方法及び数量を考慮した上で、有効な高さ及び容量を有し、漏れた危険物を回収できるものとすれば、危険物の流出防止に効果がある措置として認めることが適当である。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会（令和5年6月16日、令和5年12月15日、令和6年3月7日）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-136.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、施行後5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。